

ご記入上の注意事項

1. 申告者に係る記入欄について

- (1) 自己負担額証明書の交付申請を行う場合は、※1は記入不要です。※2について記入してください。
- (2) 高額介護合算療養費の支給申請のみを行う場合（計算期間の末日に加入する保険者への支給申請の場合）は、※2は記入不要です。※1について次のとおり記入してください。
 - ・医療保険については、計算期間内に別の医療保険に加入した履歴があれば記入してください。
 - ・介護保険については、計算期間内のすべての加入履歴について記入してください。ただし、介護保険被保険者証が交付されていない期間については記入不要です。
 - ・自己負担額証明書については、その対象期間における自己負担額がない場合は添付不要ですが、その場合、「添付の自己負担額証明書整理番号」欄に「添付なし」と記入してください。

2. 被扶養者に係る記入欄について

- (1) 自己負担額証明書の交付申請を行う場合は、当該証明書の証明対象期間において被扶養者であった者について記入してください。なお、この場合は※3について記入不要です。
- (2) 高額介護合算療養費の支給申請のみを行う場合（計算期間の末日に加入する保険者への支給申請の場合）は、計算期間の末日において被扶養者であった者について記入してください。この場合については※3の記入が必要ですので、次のとおり記入してください。
 - ・医療保険については、計算期間内に別の医療保険に加入した履歴があれば記入してください。
 - ・介護保険については、計算期間内のすべての加入履歴について記入してください。ただし、介護保険被保険者証が交付されていない期間については記入不要です。
 - ・自己負担額証明書については、その対象期間における自己負担額がない場合は添付不要ですが、その場合、「添付の自己負担額証明書整理番号」欄に「添付なし」と記入してください。

3. 振込口座について

請求時に請求者が共済組合員ではない場合に記入してください。振込口座については、高額介護合算療養費を振り込む口座を記入してください。口座は申請者本人名義のものとしてください。

4. 備考欄について

備考欄については、申請者及びその被扶養者であった者の加入期間（それぞれの者の「加入期間」欄に記入した期間）における受診歴（受診した年月）を記入してください。（他の医療保険に加入していた期間の受診歴については記入不要です。）

5. その他

申請者の加入履歴欄や被扶養者に係る記入欄などが足りない場合は、2枚目以降に記入してください。その場合、右上の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載してください。

* 自己負担額証明書の添付について（計算期間の末日に加入する保険者への申請）

申請者及び計算期間の末日において被扶養者であった者について、それぞれ加入履歴に記入された期間に自己負担額がある場合には、これに係る自己負担額証明書の添付が必要です。ただし、次のことに注意してください。

- ・健康保険・船員保険・共済においては、被扶養者として受診した医療の自己負担は、その者を扶養する被保険者（組合員）が負担したものと取り扱われます。そのため、被扶養者として加入した機関については、当該被扶養者としての自己負担はありません。この場合は、「添付の自己負担額証明書整理番号」欄には「添付なし」と記入してください。
- ・国民健康保険においては、その世帯に属する者が受けた医療の自己負担は、その世帯主が負担したものと取り扱われます。そのため、世帯主以外の世帯員として国民健康保険に加入した期間については、当該世帯員としての自己負担額はありません。この場合には、「添付の自己負担額証明書整理番号」欄には「添付なし」と記入してください。
- ・対象となる計算期間中に当共済組合の組合員期間がある場合における当該期間に係る自己負担額証明書の添付は不要です。この場合には、「添付の自己負担額証明書整理番号」欄には「添付なし」と記入してください。（なお、当該期間の自己負担に係る申請は別途必要となりますのでご注意ください。）

留意事項

<高額介護合算療養費>

○ 世帯内で医療保険と介護保険の料制度を利用し、年間(8月1日から翌年7月31日までの12月が計算期間)の自己負担額の合計額が次の限度額を超える場合、組合員からの申請に基づき、医療保険制度別に按分計算し、それぞれの保険者から給付します。

| 区分 | | 70歳未満世帯 | 70歳～74歳を含む世帯 |
|--------|---|---------|--------------|
| 上位所得者 | | 126万円 | 67万円 |
| 一般 | | 67万円 | 56万円 |
| 住民税非課税 | Ⅱ | 34万円 | 31万円 |
| | Ⅰ | 34万円 | 19万円 |

※75歳未満の者であっても、後期高齢者医療制度該当者については除きます。

※支給額が500円未満の場合や医療保険または介護保険に係る自己負担額のいずれかが0円の場合は不支給となります。